

今回提出分
しめきり
11月24日

高収益作物次期作支援交付金追加書類提出のお願い

すでに報道されておりますとおり、高収益作物次期作支援交付金の運用変更がありました。今回の運用変更に伴い、交付金額の減少や申請の取り下げが発生する場合があります。また、**全員の方に追加の申告書を提出していただく必要があります**ので、本書をよくお読みになり、期日までに申告書の提出をお願いします。

▶ 1. 運用変更の概要

(1) 交付金の申請可能品目・面積の変更

今回の運用変更により、交付金の申請可能品目が、原則として **2020年2月から4月の間に出荷がありかつ前年作に比べて売上が減少した品目**に変更されました。

また、品目の考え方が、従来の「野菜」、「花き」、「果樹」、「茶」から、「玉ねぎ」、「そらまめ」、「伊予柑」といった細かな品目に変更されました。

品目の例	出荷時期							売上減少	作付面積	申請対象
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月			
玉ねぎ								あり	20a	対象
温州みかん								あり	50a	対象外
伊予柑								なし	30a	対象外

上記の例では、「温州みかん」は2020年2月から4月の間に出荷がなく、また、「伊予柑」は売上の減少がないため、いずれも交付金の申請対象外となります。そのため、交付金の申請が可能な品目は「玉ねぎ」のみで、申請可能面積は従来の100aから20aに減少します。

(2) 交付金額の上限設定

今回の運用変更により、交付金額は①2020年2月から4月の間に出荷があり、かつ前年作に比べて売上が減少した品目の**売上減少額の合計（減収額）**、②2020年2月から4月の間に出荷があり、かつ前年作に比べて売上が減少した品目の**作付面積×10aあたり5万円**（中山間地域は5.5万円、一部の施設栽培は80万円または25万円。③も同じ）、③従来申請していた次期作の作付面積×10aあたり5万円のうち**最も低い額**になりました。

金額	(1)の例にもとづいた説明	金額	最低額
①	玉ねぎの前年作に比べた減収額（仮に5万円とします）	5万円	✓
②	玉ねぎの作付面積20a×10aあたり5万円	10万円	
③	従来申請の次期作の作付面積100a×10aあたり5万円	50万円	

上記の例では、①の5万円が最も低い額のため、交付金の申請額は5万円となります。

(3) 申告書の提出

交付金を申請できる場合も、交付金の申請を取り下げる場合も、同封の申告書に記入して提出していただく必要があります。

▶ 2. 申告書作成の事前準備

(1) 対象期間に出荷があった品目の確認

同封の確認票を参考に、2020年2月から4月に出荷があった品目を確認してください。
 なお、今回の運用見直しにより、「玉ねぎ」や「びわ」、「ブルーベリー」等の一部の品目は、5月や6月に出荷開始の場合も交付金の対象になりました。

出荷時期	2月から4月	5月	6月
野菜	全品目	玉ねぎ、みつば、わけぎ、パセリ、大葉、わさび	－
花き	全品目	－	－
果樹	全品目	ゆず、すだち、かぼす、びわ、ブルーベリー	－
茶	全品目	全品目	全品目

(2) 減収額の確認

ご自身で保管されている販売伝票等を参考に、(1)で確認した対象期間に出荷があった品目について、前年作と比べて売上の減少があるか確認してください。

なお、売上を比較する出荷時期は、**2020年2月から出荷を終えた月まで（出荷が継続していたり、精算が終わっていなかったりする場合は、売上が確認できる直近月まで）と、前年の同一月となります。**(1)の対象期間と期間が異なりますのでご注意ください。

品目と出荷時期の例	出荷時期						比較する出荷時期
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
伊予柑	2019年	■					2019年2月と 2020年2月
	2020年	■					
玉ねぎ	2019年				■		2019年4月、5月と 2020年4月、5月
	2020年			■			

上記の「伊予柑」の例では、1月は対象外のため、2020年2月と前年の2月の売上を比較します。また、「玉ねぎ」の例では2020年4月と5月に出荷しているため、前年の4月と5月の売上と比較し、前年の6月の売上は比較の対象から外します。

比較の結果、**売上の減少がある品目が複数あった場合は、品目ごとの売上減少額の合計が減収額（100円未満切り捨て）となります。**

よくある質問

Q. 出荷時期と精算時期が異なる場合はどうすればいいですか？

A. 出荷時期を基準にするため、精算時期が対象期間外でもかまいません。

よくある質問

Q. 売上が増加した品目はどうすればいいですか？

A. 売上が増加した品目は減収額の計算に含める必要はありません。

● 作付面積の拡大や縮小があった場合

前年作の売上に規模拡大（縮小）率をかけて減収額を計算してください。

品目と出荷時期の例	作付面積	売上	規模拡大への対応	減収額	
玉ねぎ	2019年	20a	125万円	2019年の売上に面積に 応じ2倍して計算	50万円
	2020年	40a	200万円		

上記の「玉ねぎ」の例では、今作（2020年出荷）の作付面積は前年作（2019年出荷）の2倍の40aとなっているため、前年作の売上を2倍（125万円×2）した250万円から、今年作の売上200万円を差し引いた50万円が「玉ねぎ」の減収額となります。

● 減収額が無かった場合

申し訳ありませんが、**減収額が無かった方は交付金の申請ができません。**

同封の申告書【総括表】の「申請を取り下げます」をいすれかにチェックし、日付・住所・氏名を記入して提出をお願いします。

新型コロナウイルス感染症の影響により、対象期間に出荷実績より出荷できなかった品目のうち、売上げが前年と比べて減少実施要綱第4の2の(1)について、以下の交付申請金額のと

売上げが前年と比べて減少した品目がないので、実施要綱第4高収益作物次期作支援交付金の申請を取り下げます。

(3) 売上が減少した品目の作付面積に対応する金額の確認

同封の確認票を参考に、(2)で確認した売上が減少した品目の作付面積を確認してください。この場合の作付面積とは、**今作の作付面積**のことを指します。

なお、農地の一部に作付けがない場合や、1筆の農地に複数の品目を作付けしていた場合は、売上が減少した品目を実際に作付していた部分のみ作付面積に計上できます。

確認した今作の作付面積に、10aあたり5万円（中山間地域は5.5万円、一部施設栽培は80万円または25万円）をかけた金額が、「売上が減少した品目の作付面積に対応する金額」です。



よくある質問

- Q. 対象期間に出荷した部分の作付面積だけに絞る必要はありますか？
A. 出荷期間に関係なく対象の品目の作付面積全てを計上できます。

● 計算方法の例

【5万円の取組：作付面積1aあたり（1a未満切り捨て）5,000円で計算】

作付面積55aの場合 $55 \times 5,000 = 275,000$ 円

【5.5万円の取組：作付面積1aあたり（1a未満切り捨て）5,500円で計算】

作付面積33aの場合 $33 \times 5,500 = 181,500$ 円

【80万円の取組：作付面積0.1aあたり（0.1a未満切り捨て）8,000円で計算】

作付面積10.5aの場合 $105 \times 8,000 = 840,000$ 円

【25万円の取組：作付面積0.1aあたり（0.1a未満切り捨て）2,500円で計算】

作付面積6.6aの場合 $66 \times 2,500 = 165,000$ 円

(4) 次期作に取り組む面積に対応した交付申請金額の合計の確認

同封の確認票に、従来の申請に基づき、「次期作に取り組む面積に対応した交付金申請金額の合計」を記載しています。

▶ 3. 申告書の作成

(1) 様式甲の作成

同封の様式甲に、「2. 申告書作成の事前準備」で確認した「減収額」、「売上が減少した品目の作付面積に対応する金額」、「次期作に取り組む面積に対応した交付申請金額の合計」を記入してください。詳しい記入方法は**同封の様式甲の記入例を参考にしてください**。

（一部施設栽培で10aあたり80万円や25万円の取組の申請をされた方には、「様式乙」や「様式丙」、「様式戊」のうち必要な様式を同封していますので、ご記入をお願いします）

よくある質問

- Q. 様式甲の減収率が一定を超えないと交付金の対象になりませんか？
A. 減収率に関係なく100円でも減収がある方は交付金の対象です。

(2) 申告書【総括表】の作成

同封の高収益作物次期作支援交付金申請に係る申告書【総括表】に、以下の記入例を参考に記入してください。（一部施設栽培で「様式乙」や「様式丙」、「様式戊」が同封されていた方は総括表の記入例を参考に記入してください）

①【総括表】上部枠内の「以下の交付申請金額のとおり申請します」にチェックを入れてください

新型コロナウイルス感染症の影響により、対象期間に出荷実績より出荷できなかった品目のうち、売上げが前年と比べて減少
実施要綱第4の2の(1)について、以下の交付申請金額のと

✓いづれかに
チェック

売上げが前年と比べて減少した品目がないので、実施要綱第4高収益作物次期作支援交付金の申請を取り下げます。

【4ページに続きます】

②様式甲の「ア」、「イ」、「ウ」の中から
もっとも低い金額を転記してください

次期作の支援(要綱第4の2の(1))の 取組の申請額	
交付申請 金額	※1 150,000 円
※1 様式戊がある場合は様式戊から、様式戊がない 場合は様式甲、乙又は丙から「ア」、「イ」、 「ウ」のうち最も低い額(交付申請金額)を転記	

減収率	
減収率	※2 12 %
※2 様式戊がある場合は様式戊から、様式戊 がない場合は様式甲、乙又は丙から、減収 率「D」を転記	

③様式甲で計算したの減収率「D」を
転記してください

厳選出荷の支援(要綱第4の2の(3))の 取組の申請額	
交付申請 金額	※3 記入不要 円
※3 様式丁から交付申請金額「B」を転記	

④日付を記入してください

以上の申告内容について、相違ないことを誓約します。(令和2年 **11**月**20**日)
また、申告内容に虚偽があると判断された場合は、交付金を返還すること又は交付されない
ことに異存ありません。

⑤住所(法人の場合は所在地)を
記入してください

【住所(所在地)】 **松山市二番町四丁目 7-2**

⑥氏名(法人の場合は法人名と代表
者名)を記入してください
押印は不要です

【氏名(自署)】 **松山 太郎**

(法人の場合: 法人名と代表者名)

▶ 4. 今回提出が必要な書類

令和2年11月24日(火)までにご提出をお願いします。

チェック	書類の名前	説明
	申告書【総括表】	【全員に同封しています。取り下げの方は本書のみ提出】 3ページの記入例を参考に記入してください。
	様式甲	【10aあたり5万円(中山間5.5万円)の取組の申請者のみ】 同封の様式甲の記入例を参考に記入してください。
	様式乙、様式丙、 様式戊	【10aあたり80万円や25万円の取組の申請者のみ】 同封されていた方のみ提出してください。

減収額の計算に用いた出荷伝票等の提出は不要ですが、今後国等の検査で、提出を求められることがありますので、5年間(令和7年度まで)はお手元に保管をお願いします。

▶ 5. 説明会の開催(希望者のみ。参加必須ではありません)

今回の運用見直しについて説明会を開催します。

参加を希望される方はあらかじめ申込みをお願いします。

日時: 令和2年11月17日(火) 14:00~15:00

会場: 松山センタービル1号館 4階第1会議室

松山市三番町4丁目9-5

・日本銀行松山支店の南側の区画

・ファミリーマートの南隣の建物

※市役所前地下駐車場をご利用で1時間無料になります



▶ 6. 書類提出先

〒790-8571
松山市二番町4丁目7-2
松山市役所農水振興課
生産振興担当 行

← 点線で切り取って郵送時の宛名として
ご利用いただけます

▶ 7. 説明会申込・問い合わせ先

松山市地域農業再生協議会(松山市農水振興課)

電話: 089-948-6568